

監 査 委 員

23年監査公表第2号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月11日

京都府監査委員 千 歳 利三郎
同 武 田 祥 夫
同 村 山 佳 也
同 園 田 能 夫

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人 から、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により、平成22年12月16日付けの監査請求書が提出され、平成23年1月11日に補正後の監査請求書の提出があった。

2 請求人

住所
氏名

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 京都府知事（以下「知事」という。）は、学校法人京都朝鮮学園（以下「本件法人」という。）に対し、教育内容もチェックしないまま、私立専修学校・各種学校教育振興費補助金（以下「本件補助金」という。）を平成21年度に33,045千円支出した。

イ 朝鮮学校は朝鮮総連の影響を受けており、その影響は、朝鮮学校の教育内容、人事、財政に及んでいる。本件法人に対する本件補助金の支出は、公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないと定めた憲法第89条に違反している。

また、北朝鮮を礼拝し、朝鮮総連の指示で行う思想教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第16条に違反しており、また、朝鮮学校には公益性等がないから、普通地方公共団体

は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができると定めた法第232条の2に違反している。

ウ 上記主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

- ・全国の朝鮮学校に対する自治体補助金一覧（平成21年度実績）に関するインターネット記事
- ・全国の朝鮮学校等に関するインターネット記事

(2) 請求人の措置要求

知事に対し、本件法人に対する本件補助金の停止及び廃止を求めるとともに、本件法人に対し、私立専修学校・各種学校教育振興費補助金交付要綱（昭和55年京都府告示第170号。以下「交付要綱」という。）第8条の規定により、平成21年度に支出した本件補助金33,045千円（以下「本件支出」という。）及び法的にできる範囲でこれまで支出した本件補助金の返還を求めよう勧告することを求める。

第2 請求の受理

本件請求については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述

本件請求については、請求人から、法第242条第6項に規定する陳述は行わない旨の申出があった。また、請求人は、新たな証拠書類の提出を行わなかった。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

法242条第2項の規定によれば、正当な理由があるときを除き、支出があった日から1年を経過したときは請求できないこととされており、本件支出及びこれまで支出した本件補助金のうち、平成20年度以前の補助金の支出については、既に支出があった日から1年を経過している。

この点について、請求人に、補正命令書により正当な理由の説明を求めたが、正当な理由が明示されないことから、平成20年度以前の補助金の支出については、監査の対象としないこととし、本件の監査対象事項を「本件支出が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか。」とした。

2 監査対象部局

文化環境部

第5 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項に係る本件支出について、請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

請求人のその他の請求は、却下する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

本件監査は、監査対象事項に関し、関係書類等を調査するとともに、監査対象部局からの説明を求め、その結果、次の事項を確認した。

(1) 本件法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項に規定する専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人（以下「準学校法人」という。）として、昭和28年5月18日付けで知事から認可を受けている。

本件法人の目的は、その寄附行為に「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、私立各種学校を設置し、朝鮮人子女に対する民族教育を行い、在日同胞社会、日本をはじめとする国際社会で活躍しうる人材を育成することを目的とする。」とされている。

(2) 本件法人が設置する学校について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、京都朝鮮第一初級学校ほか4校（以下「本件学校」という。）が、各種学校として次のとおり知事の認可を受けており、平成22年5月1日現在に在籍する児童及び生徒数は、次のとおりである。

（単位：人）

学校名	設置認可年月日	児童及び生徒の数
京都朝鮮第一初級学校	昭和24年11月21日	113
		幼稚班 19 初級部 94
京都朝鮮第二初級学校	昭和44年12月26日	88
		幼稚班 22 初級部 66
京都朝鮮第三初級学校	昭和44年12月26日	50
		幼稚班 8 初級部 42
京都朝鮮中高級学校	昭和28年5月18日	235
		中級部 123 高級部 112
舞鶴朝鮮初中級学校 （平成17年4月から休校中）	昭和45年12月25日	幼稚班 初級部 中級部

(3) 本件学校は、各初級学校の学則において「本校は、学校教育法にもとづき本校に入学する在日朝鮮人子女に対し、初等の普通教育を施し、朝鮮人として必要な教養を培い、併せて朝日両国民の親善に寄与しうる人材を育成することを目的とする。」とされ、中高級学校の学則において「本校は、学校教育法にもとづき本校に入学する在日朝鮮人子女に対し、中等の普通教育を施し、朝鮮人として必要な教養を涵養し、併せて朝日両国民の親

善に寄与しうる人材を育成することを目的とする。」とされている。

本件学校は、幼稚園相当の学齢の者が在籍する幼稚班、小学校相当の学齢の者が在籍する初級部、中学校相当の学齢の者が在籍する中級部及び高等学校相当の学齢の者が在籍する高級部からなる。

本件学校は、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）の基準を満たしていることから認可された各種学校であり、同省令には、授業時数に関する規定はあるが、法的拘束力を有するといわれる文部科学大臣が定める学習指導要領に基づく課程は適用対象とはなっていない。

本件学校については、学校案内等において、教育方針、教育課程、授業時間数等について公表しており、誰でも知ることができ、授業については、公開授業等も行っている。

本件学校の学則に定める教育課程を見ると、教科については、初級部においては社会、国語、朝鮮歴史、朝鮮地理、算数、理科、日本語、保健体育、音楽及び図画工作、中級部においては社会、国語、朝鮮語文法、朝鮮歴史、朝鮮地理、数学、理科、日本語、英語、保健体育、音楽、美術、家庭及び情報基礎、高級部においては朝鮮語、朝鮮史、現代朝鮮史、社会、世界史、世界地理、理科、物理、化学、生物、数学、日本語、英語、保健体育、音楽、情報処理、情報、簿記、美術、英会話及び日朝対訳の各科目からなっている。

なお、私立学校の教育内容については、基本的にそれぞれの学校の自主性に委ねられており、また、都道府県知事は、学校の設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命じることができる旨を定める学校教育法第14条の規定は、私立学校には適用しないことが私立学校法第5条に規定されている。

(4) 準学校法人は、私立学校法第64条第5項において準用する同法第3章の規定に基づき、資産、寄附行為、役員等に関して法的に規制されている。

また、私立学校法第64条第1項において準用する同法第6条の規定により、所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができるとされている。

さらに、私立学校法第64条第5項において準用する同法第62条第1項の規定により、所轄庁は、準学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命じることができるとされている。

(5) 各種学校については、学校教育法第134条第2項において準用する同法第4条第1項、第7条、第9条等の規定において、その設置廃止、校長及

び教員の設置や欠格事由等について定められており、また、各種学校規程により修業期間、授業時数、施設、設備等、各種学校に関し必要な事項が規定されている。

また、学校教育法第134条第2項において準用する同法第13条の規定により、私立の各種学校が、法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定により都道府県知事がした命令に違反したとき又は6箇月以上授業を行わなかったときには、都道府県知事は、当該各種学校の閉鎖を命じることができるとされている。

さらに、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第190条において準用する同規則第3条及び第4条の規定により、各種学校の設置についての認可の申請に当たっては教育課程等を記載した学則を添えてしなければならないとされており、また、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の3の規定により、私立の各種学校の設置者は、その設置する各種学校の学則を変更しようとするときは都道府県知事に届け出なければならないとされている。

(6) 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき助成を受けた準学校法人について、所轄庁は、同法第16条において準用する第12条の規定により、業務や会計の状況を報告させ、その帳簿、書類その他の物件を検査させ、予算の変更や役員解職をすべき旨を勧告することができることとされている。

(7) 私立学校法第64条第5項において準用する同法第59条において、国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、準学校法人に対し、私立専修学校又は私立各種学校教育に関し必要な助成をすることができることとされている。

また、私立学校振興助成法第16条において準用する同法第10条において、国又は地方公共団体は、準学校法人に対し、補助金を支出することができることとされている。

(8) 本件支出については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「府規則」という。）及び交付要綱に基づき交付されている。

交付要綱によれば、知事は、専修学校教育及び各種学校教育の振興を図るため、私立の専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対し、教育に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するとされている。

補助金の対象となる経費は、専修学校又は各種学校の運営に要する経費のうち、直接生徒の教育に必要な教育図書購入に要する経費、教育備品の購入及び修繕に要する経費、その他教材・教具の購入に要する経費等とされており、補助金額は、別に定める交付基準に基づき算定された額とされている。

本件法人に対する本件支出の状況は、以下のとおりである。

交付決定日	平成22年3月4日
交付日	平成22年3月15日
額の確定日	平成22年5月21日
交付決定額及び確定額	33,045,000円

なお、本件支出については、他の私学関係補助金とともに、私学振興費として予算案に計上され、京都府議会の議決を得ている。

(9) 政府見解で、私立学校への助成に係る憲法第89条に規定する「公の支配」に係る解釈については、各種学校を含む私立学校については、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法による法的規制を受けていることから、「公の支配」に属しており、合憲であるとの判断が示されている。

また、判例（東京高裁昭和61年（行コ）第51号平成2年1月29日判決）においても、教育の事業に対して公の財産を支出し、又は利用させるためには、その教育の事業が公の支配に服することを要するが、その程度は、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、当該教育事業が公の利益に沿わない場合には、これを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りるとされている。

本件法人及び本件学校についても、(1)及び(2)のとおり私立学校法及び学校教育法の適用を受けて設立し、設置されており、また、(4)及び(5)のとおり、法的規制を受けている。

さらに、監査対象部局において、知事は、本件補助金については、(6)のとおり、私立学校振興助成法第16条において準用する同法第12条の規定により、私立学校振興助成法に基づき助成を受ける準学校法人に対して、検査や勧告等をする権限を有しており、本件法人及び本件学校の教育事業が公の利益に沿わない場合には、これを是正する途が確保されており、公の財産が濫用されることを防止しうることから、「公の支配」が及んでいるとの判断がなされている。

2 判断

上記事実関係を踏まえ、本件監査の判断は、次のとおりである。

(1) 請求人は、本件支出は、憲法第89条や教育基本法第16条に違反すると主張するが、監査委員の職務権限を規定した法第199条の趣旨を踏まえ、請求人が主張するような憲法判断を含む現行法令そのものの解釈及び運用の違法性の有無について判断する職務権限はない。

(2) 法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることとされているが、公益上の必要性に関する判断に当たっては、普通地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解され、

当該普通地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解されている。(広島高裁平成10年(行コ)第11号平成13年5月29日判決参照)

(3) 本件補助金は、1の(7)及び(8)のとおり、私立学校法及び私立学校振興助成法の規定に基づき、学校教育の振興や修学上の経済的負担の軽減を目的に、昭和54年度に制度化されたものであり、公益性を有するものと認められ、知事の裁量権の逸脱や濫用があったと認めることができない。

(4) 請求人は、知事は、本件法人に対し、教育内容もチェックしないまま、本件補助金を交付したと主張している。

本件補助金は、教育課程について、文部科学大臣が定めた学習指導要領の適用がない私立の各種学校を対象とする制度であることに鑑み、教員等の人件費や経常経費は補助対象とせず、教育機会の確保や修学上の経済的負担の軽減を目的とする趣旨から、直接生徒の教育に必要な教育図書を購入、教育備品の購入や修繕に要した経費等に対象を限定している。

補助金の交付に際しては、直接生徒の教育に必要な経費であるか否かの観点から、本件学校を含め、補助対象となる学校に対しては同じ基準で、適切に審査を行った上で交付されている。

(5) 本件支出については、京都府議会の議決を経た上で、予算措置がなされ、府規則、交付要綱等に基づいて交付されているものであり、予算執行の見地からも特段の瑕疵又は合理性を欠く事実は確認できなかった。

以上のことから、本件支出について、違法又は不当な公金の支出とするに足りる事由は認められない。